六　無記名株式等の剰余金の配当の支払を受けた者が、元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
七　その支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所
八　施行令第四条の十一第七項から第九項まで又は第十一項ただし書の規定に基づく通知である旨
九　その支払を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨
十　その他参考となるべき事項

4　前項の規定は、施行令第四条の十一第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号及び第五号中「その支払の確定した剰余金の配当」とあるのは「その年中に支払の確定した剰余金の配当」と、「、その」とあるのは「、その年中に」と読み替えるものとする。

5　前二項の規定は、施行令第四条の十一第十一項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

6　施行令第四条の十一第八項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する受託法人ごとに選択しなければならない。

7　施行令第四条の十一第十一項に規定する財務省令で定める方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第一項に規定する方法とする。

8　前項に規定する方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

9　所得税法施行規則第九十二条の三の規定は、施行令第四条の十一第十三項に規定する受託法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第五条の四の五　法第九条の六の四第一項の規定の適用を受けた同項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人は、同項に規定する外国法人税を課された場合には、施行令第五条第二項に規定する書類を、法第九条の六の四第一項の規定により当該外国法人税の額を控除した日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2　第五条の四の二第二項の規定は、施行令第五条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

3　前条第三項の規定は施行令第五条第七項及び第九項に規定する財務省令で定める事項について、前条第四項の規定は施行令第五条第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

4　前条第三項及び第四項の規定は、施行令第五条第十一項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

5　施行令第五条第八項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する受託法人ごとに選択しなければならない。

6　施行令第五条第十一項に規定する財務省令で定める方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第一項に規定する方法とする。

7　前項に規定する方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

8　所得税法施行規則第九十二条の三の規定は、施行令第五条第十三項に規定する受託法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

第五条の七を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の七　施行令第五条の四第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この条において「特定加盟者」という。）を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（同号に規定するエネルギーをいう。以下この条において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、同号の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第五条の四第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下この条において「経済産業局長等」という。）が確認した旨を証する書類（以下この条において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする特定加盟者が設置している同号に規定する特定連鎖化事業に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長等が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

第五条の九の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第五条の六第一項」を「第五条の六第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第五条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年の前年以前の各年のうち法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日の属する年以後の各年に係る次項及び第四項又は次項及び第五項に規定する書類の写しとする。

第五条の九第三項を次のように改める。

3　施行令第五条の六第五項から第七項までに規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第十条の五第一項第二号ロ(1)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第三項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第五条の九第四項中「第五条の六第十一項」を「第五条の六第十項から第十二項まで」に、「第十条の五第二項」を「第十条の五第一項」に改め、「法第十条の五第四項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けた」を削り、「うち当該」の下に「個人が受けた」を加え、同条第五項中「第五条の六第十二項」を「第五条の六第十三項」に、「第十条の五第三項」を「第十条の五第二項」に、「第十条の五第四項第十二号」を「第十条の五第三項第十四号」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第七項中「第五条の六第十六項」を「第五条の六第十七項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「係る第一項」を「係る第二項」に、「又は第一項」を「又は第二項」に改める。

第五条の十二の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除）」に改め、同条中「第五条の六の四第十二項」を「第五条の六の四第十項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五の四第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する中小事業者（以下この項において「中小事業者」という。）が受けた中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る経営力向上計画（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この項において